



中小企業等の省エネ診断をサポート！

市内の中小企業及び個人事業主等の脱炭素化に向けた取組を支援するため、国が実施する省エネルギー診断を受診した者に対して、補助金を交付します。

補助対象事業

市内に所在する事業所において実施する次のいずれかの「省エネルギー診断」を受診し完了したもの

診断名	実施機関	URL	QRコード
ウォークスルー診断	①省エネお助け隊 ②登録診断機関	https://www.shoene-portal.jp/	
IT診断			
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター	https://www.shindan-net.jp/	

補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業及び個人事業主等

- ✓引き続き当該事業所で事業活動を行う意思を有する者
- ✓市税を滞納していない者
- ✓この補助金の交付を受けていない者
- ✓暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

提出書類

- ✓省エネ診断料補助金交付申請書兼請求書
- ✓省エネルギー診断料を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）
- ✓省エネルギー診断報告書の写し
- ✓補助金の振込先が確認できる書類（通帳の写し等）

補助対象金額

省エネ診断実施機関に支払った金額の**全額**（上限5万円）

※ただし、診断料の振込手数料及び消費税等は除く



補助金交付の流れ

①診断を受診

省エネルギー診断実施機関が実施する省エネルギー診断を受診してください。

②補助金申請
(請求)

受診後かつ診断料支払後に省エネ診断料補助金交付申請書兼請求書を提出してください。

③振込

書類審査後、交付決定通知が送付され、補助金が振り込まれます。

申請受付期間

令和8年3月19日(木)まで

【問い合わせ先】

甲賀市役所 市民環境部 環境未来都市推進室
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
TEL:0748-69-2156 FAX:0748-63-4554
✉:koka10206000@city.koka.lg.jp

詳しくはこちら

